

計画相談支援・障害児相談支援について

障がいのあるかたが希望する生活を実現するために

問い合わせ 障害福祉課 ☎31-2043・FAX31-2178

平成二十四年四月より、計画相談支援・障害児相談支援事業(以下「計画相談」)が始まりました。
この事業は、障がい者(児)や保護者(支援者)以下「本人等」の生活全般にわたる要望を指定特定相談支援事業者および指定障害児相談支援事業者の相談員(以下「相談員」)が聞き取り、障がい福祉サービスの提案・調整を行うものです。

今までどう変わるのか

これまでは、福祉サービスの種類や支給量等は本人等と市で相談・決定し、本人等が直接サービス提供事業者とサービスの調整をしていました。今後は相談員がより専門性を持って本人等に生活の希望や悩み、希望するサービス等を聞きながら、目標の設定を行い、サービス等利用計画(案)を作成し、市の承認を得て、サービス提供事業者とサービスの調整をすることになります。

モニタリング(検証)

サービス等利用計画に沿って決定したサービスが適切かどうかを定期的に見直し、本人の障がいや環境等の変化によって計画に見直しが必要な場合には、再度本人等の要望を聞き取り、計画を立て直しを行います。

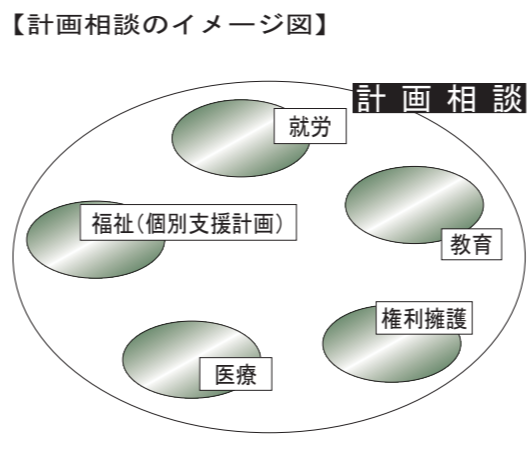
個別支援計画との違い

生活介護や通所施設等のサービス提供事業者が作成する「個別支援計画」は、サービス等利用計画の全体目標を基に、施設ごとに作成する個別の計画となります(将来的に自分の部屋の掃除が出来るように、着ていた服を畳むことから行う等)。これに対して、「サービス等利用計画」は障がいのあるかたが希望する

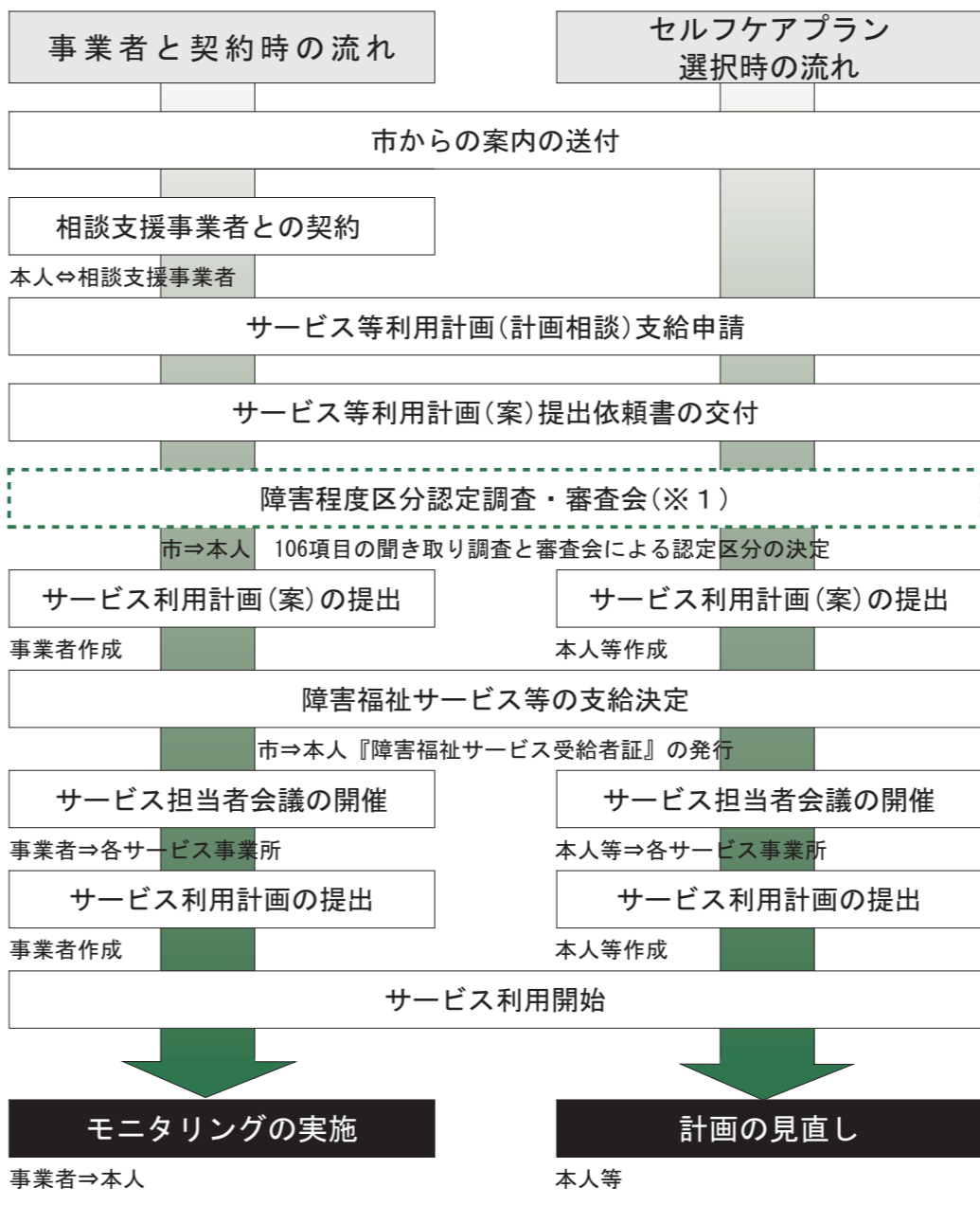
生活を実現するために、福祉サービスだけではなく、医療や教育、就労等幅広い社会資源から総合的に計画するものです。(左図参照)

なぜ今計画相談が必要なのか

計画相談は、本人の生活全般にわたって必要なサービスを提案し、調整を行い、提供し、それが適切に行われているか、本人に合っているかをモニタリングしてチェックする機能を果たします。保護者が本人の支援を出来なくなつてから利用するのは、本人、保護者の意向も反映させながら相談員と一緒に目標を定め、経過を見守るために必要です。



支給申請からサービスの利用までの流れ



※1 認定調査・審査会については、すでに障害程度区分が出ているかたは省略できます。

利用について

平成二十六年度末までに障がい福祉サービス利用者全員が計画相談を立てることになっています。
提供サービス支給量が多いかたや、サービスの変更が頻繁なかたから順次ご案内していきます。
計画相談についてご不明な点等ございましたら、指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者または市へお問い合わせください。

セルフケアプラン。その場合、自らサービス等利用計画案を作成し、市の承認を得て、サービス提供事業者との調整を行う必要があります。
なお、計画相談を受けるにあたっては、利用者負担はありません。

芦屋市指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者(50音順)
■芦屋市社会福祉協議会
■芦屋ハートフル福祉公社
■芦屋メンタルサポートセンター
■三田谷治療教育院
☎31-0692
FAX31-7529
いずれも4事業所共通です

「働きたい」を応援してください



就業・生活支援センターでは、障がいのあるかたが就職活動を進める上で、仕事について考え、自分の適性について知ることができ、働く意味や就労マナー等多くのことを学ぶ機会となる職場見学・職場体験を就業支援の一環として積極的に行っていきます。
期間の長短に関わらず、職場体験や雇用を検討していただける会社やお店がありましたら、ご連絡ください。助成金等の制度の説明など情報提供も行っています。



■就業支援員の常勤での配置
保健福祉センターの総合相談窓口には就業支援員を配置し、阪神南障害者就業・生活支援センターとの連携強化により、一般就労への移行を進めています。
■「働きたい」を応援してください
保健福祉センターの一階にある「阪神南障害者就業・生活支援センター」は、厚生労働省と兵庫県との委託を受け、市が委託している就業支援員と共に障がいのあるかたの就業と生活の支援を行う事業所です。
当センターでは、障がいのあるかたが就職活動を進める上で、仕事について考え、自分の適性について知ることができ、働く意味や就労マナー等多くのことを学ぶ機会となる職場見学・職場体験を就業支援の一環として積極的に行っていきます。

就業・生活支援センター

問い合わせ 就業生活支援センター ☎25085・FAX25083
保健福祉センター一階(平日午前九時〜午後五時三十分)

授産品を販売しています

障がいのあるかたが作業所等で作った授産品を、市役所の売店横と保健福祉センターの就業支援カフェ Cache-Cache(カシュカシュ)横で下記の日程で販売しています。この収益は、作業所等の運営費や障がいのあるかたへの工賃等に充てられます。

- 【芦屋みどり福祉作業所 ☎31-4001】
■内容 手作りぞうきん・クッキー ■販売日 火・金曜日
■販売所 保健福祉センター/午後2時〜4時
- 【芦屋メンタルサポートセンター「ライラック」 ☎32-0441】
■内容 さり織り製品 ■販売日 第2・4水曜日
■販売所 市役所/午前11時〜午後1時
保健福祉センター/午後2時〜4時
- 【障がい者が街で共に生きるみんなの妻の家 ☎32-7771】
■内容 パン・ラスク・クッキー ■販売日 第2・4金曜日
■販売所 市役所/午前11時〜午後1時

※販売日や時間は、作業所等の都合により変更になる場合があります。詳しくは、各作業所等へお問い合わせください。

障がい者相談支援事業

社会福祉士や精神保健福祉士の専門資格を持った相談員が障がいに関わるあらゆる相談に応じます。
*障がい者手帳の有無に関係なく相談に応じます。
*相談は無料、秘密は厳守します。



■日時 平日・午前9時〜午後5時30分
■場所 保健福祉センター1階
問い合わせ 障がい者相談支援 ☎31-0692/FAX32-7529/☎sodanshien@ashiya-shakyo.com

権利擁護支援センター

障がいのあるかたや高齢者の権利を守るための相談事業等を実施しています。虐待・消費者被害・財産管理・金銭管理・成年後見制度の利用等の相談を行っていますので、ご利用ください。

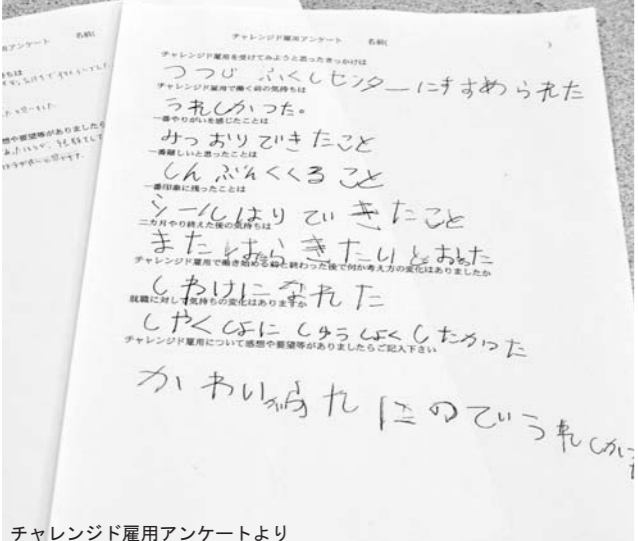


■日時 平日・午前9時〜午後5時30分
■場所 保健福祉センター1階
【たとえばこんな相談】
「金融機関で成年後見制度の利用を勧められたけれど、どうすればよいかわからない。」
「通帳や印鑑をなくしたり、最近お金の管理が不安。」
「悪徳商法で物を買わされ困っている。」等
※弁護士、司法書士と社会福祉士の協働による「権利擁護専門相談」も実施しています。ご希望のかたはお問い合わせください。毎週火曜日・午後1時30分〜(要予約)
問い合わせ 権利擁護支援センター ☎31-0682/FAX31-0687/☎ashiya-asc@hn.pasnet.org

Challenged(チャレンジ)雇用への取り組み

市では、本年四月から知的精神障がいのあるかたを対象に臨時的任用職員として短期間(原則二カ月)雇用する取り組みを始めました。
Challenged(チャレンジ)とは、米語 the challenge(挑戦)という使命や課題、挑戦するチャンスと資格を与えられた人(を)を語源として、障がいや前向きに捉えた障がいのあるかたを意味します。
この雇用は、障がいのあるかたの就労に係る意識が高まる中で、市におきましても就労の場を提供し、一事業所としての役割を果たすとともに、障がいのあるかたの就労に向けた知識および職業能力の向上を図ることを目的とするものです。

今年度は、すでに二人のかたを雇用しています。二人とも業務に初める姿勢が非常に熱心であり、初めての作業業務にも前向きに取り組みをされ、あいさつをするなど基本的な部分も含めた就労への知識等の向上に努力されました。また、そういった熱心な姿勢などは周りの職員によい影響を与え、障がいに係る理解の促進にもつながっています。
今後も本取り組みを継続し、障がいのあるかたの就労の推進を図ってまいります。



これって虐待?と思ったら...

虐待を受けていると思われる障がいのあるかたを発見した場合の通報、相談、お問い合わせは下記まで。

【平日 午前9時〜午後5時30分】
■市役所 障害福祉課 ☎38-2043/FAX38-2178
■障害者虐待防止センター(権利擁護支援センター) ☎31-0682/FAX31-0687
■障がい者相談支援事業所 ☎31-0692/FAX32-7529

【平日 午後5時30分〜午前9時/土・日 祝日・年末年始】
■市役所 警備室 ☎32-2121/FAX38-2178
■障害者虐待防止センター(権利擁護支援センター) ☎31-0682

